

京都市若杉学園条例を廃止する条例の施行期日を定める規則を公布する。

平成28年3月25日

京都市長 門川大作

京都市規則第75号

京都市若杉学園条例を廃止する条例の施行期日を定める規則

京都市若杉学園条例を廃止する条例の施行期日は、平成28年4月1日とする。

(保健福祉局障害保健福祉推進室)